

## 難波堀江考 : 仏教公伝年の再検討

その他のタイトル	Investigation of Naniwa no horie (難波堀江) : Reexamination on the Time about Buddhism Official Importation
著者	寺西 貞弘
雑誌名	史泉
巻	127
ページ	1-13
発行年	2018-01-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/16364">http://hdl.handle.net/10112/16364</a>

# 難波堀江考

— 仏教公伝年の再検討 —

寺 西 貞 弘

## はじめに

『日本書紀』欽明天皇十三年（五五二）十月条によると、百濟から公式にもたらされた仏像が、物部尾輿らによって、難波堀江に流されたと記されている。崇仏派・排仏派の激しい抗争を物語る記述である。ところが、古代の史料にはこのほかにも、この難波堀江が仏像の流される場所として、複数回記録されている。

まず、先に指摘した『日本書紀』欽明天皇十三年十月条がある。年代を追ってみると、次に『元興寺縁起』庚寅年（五七〇）の記述である。これは、『日本書紀』紀年に対比すると、欽明天皇三十一年のこととなる。次に『日本書紀』敏達天皇十四年三月三十日条である。さらに、『日本靈異記』上巻五話に、敏達天皇の時代のこととして、大阪湾海上で得た樟で作成した仏像が、物部守屋によって難波堀江に流されようとしたという記述がある。ただし、大阪湾海上で樟を得て、仏像を造ったという記述は、『日本書紀』によると欽明天皇十四年のことと記されている。

ともあれ、難波堀江は『日本書紀』・『元興寺縁起』・『日本靈異記』という、明らかに系統の異なる古代史料に、四回も見ることが出来るのである。しかも、時代設定がいずれも異なっているのである。あたかも、難波堀江は古代における仏像の廃棄物（仏）処理場のように扱われているのである。

なぜ、仏像は何度も難波堀江に流し棄てられようとするのであろうか。小稿では、前掲の四件の史料を詳細に検討し、難波堀江に何度も仏像が流し棄てられなくてはならなかった背景と、併せて仏教公伝の時代背景について考察しようとするものである。なお、難波堀江の位置については、諸説あるが小稿では本題からそれるため、その考証は行わない。

## 一 流されなかった仏像

飛鳥期において、仏像の流し棄てられるべき地として、難波堀江は、状況や時代を異にしながらも、複数の史料に記されている。しかし、詳細にそれらの史料を見ると、上述の四件の史料の内、二件につ

いては、仏像が流し棄てられようとはしたが、結局流されずに無事を得ていたことがわかるのである。その状況を史料に即して概観してみよう。

まず、『元興寺縁起』庚寅年の記述を見てみよう。それによると、次のように記されている（原漢文、引用史料は以下同じ）。

余臣等共に計りて、庚寅年に堂舎・経教を焼切り難波堀江に流す也、時に二柱皇子等言さく、此殿は仏神宮にあらず、借りに坐るます耳ぞ、此大々王之後宮ぞと告げ、焼切らしめず也、但し太子の像を堅く惜しみ得ずして灌頂の器は並びに蔵してい出さず、今此元興寺に在るは是也、

余臣（排仏派の役人）たちが、豊浦寺に押しかけ、堂舎を焼き払い、「経教」を難波堀江に流そうとした。この時二柱の皇子が、この建物は寺ではなく、豊御食炊屋姫皇后（大々王）の宮殿であると唱えて、堂舎を焼かせなかつたのである。もちろん、仏像は秘匿して無事を得た。そして、その時の仏像は、『元興寺縁起』が記された時点で、元興寺に鎮座しているというのである。すなわち、仏像は難波堀江に流し棄てられようとしたが、結局皇子達の機転によって、無事を得て流されなかつたのである。

もう一つ、仏像が難波堀江に流されようとして、結局流されなかつた史料が、『日本霊異記』上巻五話に、「信敬三宝得現報縁」という説話がある。紀伊国名草郡の相伴連氏の祖先にあたる屋栖野古が大坂湾（和泉国海中）に、不思議な音を発し、夜は輝く漂流物を認識した。彼は早速敏達天皇にこの次第を報告したが、天皇からは何の沙汰もなかつた。次いで皇后（豊御食炊姫）に報告すると、事実を確認する

ように命じられた。彼が高脚浜に赴き検分すると、その漂流物は樟であつた。

屋栖野古は皇后に報告し、その樟で仏像を造像したいと願ひ出て許可を受けた。彼は池辺直氷田に依頼して、菩薩像三体を造像した。そして、その菩薩像を諸人が仰敬したということである。しかし、その後物部守屋がその仏像の存在に立腹した。守屋と仏を拝む人々との間のやり取りが、次のように記されている。

然して物部弓削大連公、皇后に奏して曰、凡そ仏像を国内に置くべからず、猶遠く退くべしと、皇后之を聞きて、屋栖古連公に詔して曰、疾く此仏像を隠せと、連公詔を奉りて、氷田直をして稲中に蔵せしむ、弓削大連公火を放ち道場を焼き、將に仏像を難波堀江に流さんとす、然して屋栖古に徴して言はく、今国家に災いの起くるは隣国の客神像を己が国内に置くに依りてなり、斯の客神像を出だすべし、速忽に豊国に棄て流せと、客神は仏神像也、弓削大連狂心に逆を起こし、傾けんと謀り便を窺ふ、爰に天且嫌み、地復憎み、用明天皇の世に当たりて弓削大連控つ、

これによると、守屋は皇后に仏像を国内に置くことの非を奏上した。その奏上を聞いた皇后は、屋栖野古に対して、即座に仏像を隠すように命じた。屋栖野古は池辺直氷田に命じて仏像を稲の中に隠させた。守屋は屋栖野古の下にやってきて、道場に火を放ち、仏像を難波堀江に流し棄てようとした。守屋は、仏像を拝むことの非を述べ、仏像の提出を求めたが、屋栖野古は固辞し続けた。そのため、守屋は乱暴の限りを尽くした。天も地もその非道を憎み、そのため守屋は用明天皇の時代に滅びた。

この場合も、皇后・屋栖野古・池辺氷田の機転によって、仏像は難波堀江に流し棄てられることはなかった。ただ、この説話は先述のごとく、『日本書紀』欽明天皇十四年五月条にみえる史料と設定状況が酷似している。その史料は次の通りである。

五月戊辰の朔、河内国言さく、泉郡茅渟海中に梵音有り、震響すること雷声の若し、光彩晃曜すること日の色の如し、天皇心に之を異とす、溝辺直を遣わして海に入りて求め訪はしむ、是時、溝辺直海に入りぬ、果たして樟木の海に浮きて玲瓏くを見つ、遂に取りて献る、天皇画工に命じて仏像二軀を造らしむ、今吉野寺に光を放てる樟の像也、

これによると、欽明天皇十四年に和泉郡の海中に樟を得て、仏像を造像したことが語られている。しかも、『日本書紀』説話においても、欽明天皇紀においても、その造像に氷田直が関係している。もちろん、欽明紀のこの記述には、物部連は登場しないし、難波堀江へ仏像を流し棄てるという状況は語られていない。しかし、非常に似通った内容であることは間違いないであろう。この二件の史料は、どのように関係しているのだろうか。

『日本書紀』は仏教説話集であるため、歴史事実を記録しようとする目的で著されてはいない。仏教説話は、仏教への信仰をより深めるために語られているのである。このような観点で判断するならば、欽明朝にあったとされる大阪湾での樟を獲得したとする記録を核として、景戒が脚色を施して、創作したものであった可能性は高いだろう。それでは、欽明朝の記録を核として創作された仏教説話が、なにかゆえ敏達朝のこととして語られる必要があったのだろうか。

そもそも、『日本書紀』の説話は、仏教を信仰することによって得られた福と、仏教を軽んじたために生じた罰が、連綿と語られている。そのため、仏教を軽んじた守屋が、どのような罰を受けたかを提示する必要があるのである。そのため、「当於用明天皇世而挫弓削大連」が仏罰であったことに帰結しているのである。それゆえ、景戒は欽明朝の記録を敏達朝に置き換えて脚色したのである。

もちろん、それならば、説話において「当於用明天皇世」としたのはなぜであろう。周知のとおり、物部氏が滅ぶのは、用明天皇崩後のことであり、崇峻天皇即位前紀に詳しく記されている。しかし、間違はなく崇峻天皇即位前であり、崩御したとはいえ、用明天皇の御代は継続していると認識されたのであろう。

そして、物部守屋大連に下された仏罰がそれであるとすれば、その原因となるべき守屋の悪行は、用明朝直前の敏達朝に設定されなくてはならなかったのだろうか。さらに、のちに述べるが、『日本書紀』敏達天皇十四年（五八五）三月三十日条には、物部守屋が実際に仏教を軽んじる行為をしたことが記録されており、景戒はその記事を参考に脚色した可能性もあるだろう。

以上みてきたように、この書異記説話は『日本書紀』に記されている記事をもとに、景戒が脚色したものであると思われる。もちろん、彼が『日本書紀』を座右にして詳細に検討したものではなかったかもしれない。物部氏（余臣）に依る排仏の行動は、景戒をはじめとする仏教徒のあいだでは、かなり流布したものであったのではないかとと思われるからである。

ところで、以上みてきたように、『元興寺縁起』庚寅年の記事も、

靈異記説話も結局は難波堀江に仏像は流し棄てられなかったのである。その意味で、難波堀江の地名は絶対必要な要素ではなかったと思われる。実際に、靈異記説話が参考にしたと思われる『日本書紀』欽明天皇十四年五月条には、難波堀江に係る記述は見られないのである。

しかし、崇仏派が法難を受けるとすれば、仏像が難波堀江に流されることであるという、当時の常識が存在したのであろう。そして、そのような常識が根付いた背景には、実際に過去に仏像が難波堀江に流し棄てられたという確かな認識が、当時の崇仏派の人々の記憶の中に明確に存在したものと思われる。それゆえに、崇仏派が法難に遭遇した際には、仏像が難波堀江に流し棄てられようとした、と表現されるようになったものと思われる。それでは、仏教徒たちはいつ実際に仏像が、難波堀江に流し棄てられたと認識していたのであろうか。

## 二 流された仏像

難波堀江に仏像が流し棄てられるということは、崇仏派の法難を言い換えたものであろう。そしてその背景には、実際に過去に仏像が流し棄てられたと、崇仏派仏教徒たちがたしかに認識していたことによるものであろう。それでは、仏像は本当に難波堀江に流し棄てられたのであろうか。

先に見たように、『元興寺縁起』庚寅年の記述によると、たしかに余臣たちに依る法難には遭遇しているが、流し棄てられることなく仏像は無事を得て、元興寺に伝えられた。また、靈異記説話において

も、物部守屋による法難に遭遇しているが、皇后・屋栖野古等の機転によって流し棄てられることなく無事を得ている。

しかし、『日本書紀』欽明天皇十三年十月条にみえる記述と、同書敏達天皇十四年三月三十日条にみえる記述によると、仏像は難波堀江に流されてしまったようである。そこで、まず欽明紀の記述から検討してみよう。この記述は、百済国の聖明王がわが国に仏教を公伝させた記述の後日談として語られている。聖明王から贈られた仏像に天皇は感激したが、それを祀るか否かについて、群臣に下問したのである。物部尾輿らは国神の崇りを恐れて排仏を主張した。一方、蘇我稲目は隣国で祀っているならば、わが国でも祀るべきであると崇仏を主張した。崇仏・排仏の論争は決着をみなかったので、天皇は稲目に対して「宜付情願人蘇我稲目宿禰、試令礼拝」として、私的に仏像を祀ることを許した。その後日談として、史料が次のように続いている。

後に国に疫氣行りて民天残を致す、久しくして愈多し、治療すること能わず、物部大連尾輿・中臣連鎌子、同じく奏して曰、昔日臣が計を須あらずして、斯の病死を致す、今遠からずして復らば、必ず当に慶有るべし、早く投棄し、勲に後の福を求めんと、天皇曰、奏に依れと、有司乃ち仏像を以て、難波堀江に流し棄つ、復火を伽藍に縦にし、焼き尽くし更に余すところ無し、是において、天風雲無くして、忽ちに大殿に災いす、

すなわち、国内に疫病が流行して多くの死者が出た。尾輿らはこれこそが、稲目が仏像を祀ることによって生じた災いであると天皇に奏上した。天皇の裁下を得たため尾輿ら（有司）は仏像を難波堀江に流し棄て、伽藍を残らず焼き尽した。この日の天気は風雲もなかったの

に、たちまちその炎は天皇の宮殿（大殿）を類焼させたというのである。

この記述によると、聖明王のもたらした仏像は、この時に間違いない難波堀江に流し棄てられたことになっている。さらにもう一件、『日本書紀』の敏達天皇十四年に仏像が難波堀江に流されたとする史料がある。

まず、同年二月十五日に蘇我馬子は大野丘に塔を建て、仏教行事を行った。同月二十四日に馬子は病を得たため、占ってもらったところ、父（稲目）の祀っていた仏の祟りであるといわれた。そのため、馬子はその旨を天皇に奏上して、石像を礼拝する許可を得た。しかし、この時国内に疫病が流行した。すかさず三月一日に物部守屋らは、天皇に仏像を礼拝することがその原因であり、廃仏すべき旨を奏上した。これに対し、天皇は排仏を承諾した。これによって、三月三十日に物部守屋が馬子の下にやってくるのである。その様子は次のように記されている。

（三月）丙戌に、物部守屋大連、自ら寺に詣き、胡坐に踞げ坐り、其の塔を斫り倒し、火を縦にして之を燔く、并せて仏像と仏殿を焼く、既にして焼く所の余の仏像を取りて、難波堀江に棄てしむ、是日、雲無くして風雨す、大連被雨衣なり、馬子宿禰と、従いて法を行える侶とを呵責して、毀り辱无る心を生さしむ、すなわち、守屋は馬子が仏を祀る寺に赴き、塔を切り倒し、火を放ち、仏像と堂舎を焼き払ったのである。そして、すでに焼かれた仏像を難波堀江に棄てさせたのである。この後、雲もないのに風雨が降り、守屋は着衣を濡らした。また、馬子と仏法に従う人々を厳しく攻

め立てたのである。

この記述によると、仏像は焼かれたのちに難波堀江に流されたことになっている。靈異記説話や『元興寺縁起』庚寅年のように、仏像はかろうじて無事を得ることはなかったのである。ただ、欽明紀と敏達紀の記述を比較すると、表現があまりにも似通っていることに気付くであろう。欽明紀では、排仏の首謀者は物部尾輿であるが、敏達紀ではその息子の守屋になっている。崇仏の代表者は欽明紀では蘇我稲目であるが、敏達紀ではその息子の馬子になっている。

これらは、それぞれの天皇の時代の、物部と蘇我の代表者を対峙させたのであろう。それぞれの記述の時代的な整合性を担保しようとしたものと思われる。そして、物部氏が排仏に及ぶ直接的な契機となったものは、ともに国内に疫病が流行したことである。また、ともに天皇は蘇我氏の崇仏の提案を是としながら、のちに物部氏の排仏の奏上をも是としているのである。さらに、仏像を難波堀江に流し棄てた後の気候状況は、欽明紀では「天無風雲」であったが、敏達紀では「無雲」という状況であった。

このように、欽明紀と敏達紀の類似点を見ると、一方が他方を参照したという疑いも生じるであろう。横田健一氏の研究によるならば、欽明紀と敏達紀の編者は、用字の点から明らかに異なると思われる。<sup>3</sup>したがって、欽明紀も敏達紀も独自に編纂され、両者の整合性は頓着されなかったものと思われる。

### 三 敏達朝に仏像は流されたのか

『日本書紀』によると、欽明紀と敏達紀に仏像が難波堀江に、たしかに流し棄てられたことになっている。『元興寺縁起』庚寅年の記述も、靈異記説話も、たしかに仏像が難波堀江に流し棄てられたという。これらの記述を根拠として、法難の象徴としたのであろう。それでは、仏像は欽明天皇十三年と敏達天皇十四年の二度とも、本当に難波堀江に流し棄てられたのであろうか。

ところで、敏達朝の法難については、同様の状況が『元興寺縁起』にもみることが出来る。『元興寺縁起』では次のように記している。

大臣、乙巳の年の二月十五日に、止由等左岐に刹柱を立て大会を作す、此の会のこの時に他田天皇仏法を破らんと欲し、即ち此の二月十五日に刹柱を斫伐し、重ねて大臣及び仏法に依る人々の家・仏像殿皆破り焼き滅ぼし尽くしぬ、

ここに「乙巳」とあるのは、まさしく『日本書紀』紀年の敏達天皇十四年に相当する。大臣は、蘇我馬子を指していると考えられる。「止由等左岐」は豊浦崎であろう。「崎」は土地の突き出た状態を言うことから、豊浦崎は豊浦丘の意味であろう。敏達紀には「大野丘」とあるが、これを後の豊浦寺跡と考える説もあり、同じ地名を指しているものと考えてよいだろう。敏達紀では二月十五日に馬子が「刹柱」を建て、三月三十日に物部守屋によって切り倒されたことになっているが、『元興寺縁起』ではそれらの行為がすべて二月十五日に行われたことになっている。おそらく、『元興寺縁起』は事件の発端となっ

た「刹柱」を建てた行為が行われた二月十五日に、その後の状況を一括して叙述したのであろう。

また、法難の主体を敏達紀が守屋とし、『元興寺縁起』が敏達天皇としている。この点は検討を要するところである。しかし、敏達紀によると守屋は、三月一日に仏教を祀ることの非を敏達天皇に奏上し、天皇は「詔曰、灼然、宜断仏法」として奏可しているのである。このことから、「刹柱」を切り倒した行為は、守屋が行ったものであったとしても、それは天皇の意を戴したものであったとみてよいだろう。したがって、同じことを記していると判断してよいだろう。ただし、菟田香融氏は守屋以上に敏達天皇の方が、排仏に積極的であったとされる。<sup>5)</sup>この問題については、別の機会に検討したい。

「聖徳太子伝暦」によると、舒明天皇六年（六三四）に豊浦寺の塔の心柱を建てたとの記述がある。<sup>6)</sup>敏達朝に切り倒された塔の再建がなされたのであろう。このことから、敏達朝に天皇の意を戴して守屋が排仏行為を行った事実は、たしかに存在したものと考えてよいだろう。ただ、問題となるのは、『元興寺縁起』では、「刹柱」を切り倒し、大臣や崇仏派の人々の家に押しかけ、仏像と堂舎を焼き滅ぼしたとあるが、仏像を難波堀江に流し棄てたという表現が見られないのである。

先に『元興寺縁起』庚寅年の記述を見たように、その編者は難波堀江に仏像を流すという行為が、法難を象徴する言辭であることを十分に知っていたはずである。しかし、乙巳年の記述では、あえてその言辭を用いてはいないのである。このことから、敏達紀では「刹柱」を切り倒されるという法難を象徴する言辭を、難波堀江に仏像を流すと

いう表現で用いたが、『元興寺縁起』を見る限り、実際には仏像は流されていなかった可能性が高いといえるだろう。また、『日本書紀』の記述によると、この時法難にあった仏像は、明らかに「石像」であった。したがって、仏像そのものを焼くことも焼かせることもできなかったはずである。

この推測を補強するものとして、前掲の靈異記説話を指摘することが出来るだろう。この説話によると、敏達朝に崇仏派が法難を受け、難波堀江に仏像が流されようとしたが、結局は流されることはなかった。そして、この説話は、先にも述べたように『日本書紀』敏達天皇十四年に記す法難をモチーフとしたものであることは明らかである。このことから、敏達朝の法難では、結局仏像は流されていないかった可能性が高かったと考えることが出来るだろう。

以上みてきたように、難波堀江に仏像が流されるという記述は、『日本書紀』の欽明紀・敏達紀、『日本靈異記』『元興寺縁起』に都合四件みることが出来る。しかし、欽明紀を除く三件は、崇仏派の法難を表わす言葉として用いられているのであり、実際に仏像は流し棄てられてはいなかったと思われるのである。それでは、欽明紀に仏像を難波堀江に流し棄てたという記事は、事実を伝えているのだろうか。欽明紀前半の記述には、年代的に齟齬が多いといわれている<sup>7</sup>。欽明天皇十三年は、その欽明紀の前半部分に位置している。したがって、年代的にはかなり信憑性が疑われるものであろう。そこで、次に欽明天皇十三年十月条の記述を詳細に検討することにしたい。

#### 四 欽明天皇十三年十月条の検討

仏像が難波堀江に流されるという表現は、これまで見てきたように、崇仏派が受けた法難を象徴する言葉として、史料に用いられてきたものである。そして、『元興寺縁起』庚寅年・靈異記説話の法難・敏達朝の法難のいずれにおいても、極めて厳しいものであったが、仏像は結局流されることはなかったと思われる。

しかし、先に見たように、崇仏派にとっては、かつて実際に仏像が排仏派によって、難波堀江に流し棄てられたという確かな認識があったものと思われる。それゆえに、その後の度々の法難に際して、結局流されることはなかったが、仏像が難波堀江に流し棄てられようとしたと表現したのである。このように考えると、今検討しなくてはならない唯一残った欽明朝の法難こそが、実際に難波堀江に仏像が流し棄てられたものと考えることが出来るであろう。

それでは、実際に欽明天皇十三年十月条にあるように、この時仏像が難波堀江に流し棄てられたのであろうか。同条によると、欽明天皇の宮廷において激しい崇仏・排仏論争があり、天皇が稲目に対し、私的に仏像を祀らせることに決着した。これら一連の事情は、欽明紀に「是日」とあるから、間違いなく天皇が仏像を送られた日の出来事である。

しかし、「於、後、国行疫気民致夭残、久而愈多、不能治療」という状況になったのである。そのため、尾輿らが天皇に奏上した上で、難波堀江に仏像を流し棄てているのである。したがって、難波堀江に仏像



が流されたのは、『日本書紀』の記述を見るかぎり、欽明天皇十三年十月条に収められてはいるが、百濟王から仏像が贈られて、天皇の宮廷で激しい論争がもたれた後のことなのである。それがどれほど後のことなのかは、この史料だけを見る限りでは判断することはできない。

仏教が公伝し、崇仏・排仏の激しい論争が行われ、仏像を稲目に託した一連のことは、ほぼ同時に生じた事件であった。そして、その後国内に疫病が流行したことを受けて、尾輿は排仏すべきことを奏上し、その奏可されてよりも後に、彼は仏像を難波堀江に流したのである。ただ、『元興寺縁起』によると、庚寅年すなわち『日本書紀』紀年に依る欽明天皇三十一年には、余臣らによる法難を象徴して、「流於難波堀江也」と表現していることから、この時までに仏像が難波堀江に実際に流されてしまったものと思われる。すなわち、実際に仏像が難波堀江に流し棄てられたのは、現時点において欽明天皇十三年十月以後同三十一年以前のことであったとみることができよう。

難波堀江に仏像が流されるのは、仏教公伝以後でなくてはならない。もちろん、仏教は公伝以前に渡来人たちによって、すでにわが国にもたらされていた。<sup>8</sup> それらの信仰は、個々自由に信仰されていたものと思われる。しかし、天皇が公的に仏教を認めようとした時に、排仏派は徹底した攻勢に出ることになるのである。<sup>9</sup>

そのことを端的に示しているのが、『元興寺縁起』戊午年に仏教が公伝したとされる一年後の出来事である。そこには次のように記されている。

時に一年を隔て、数々の神心を発す、時に余臣言さく、是の如く

神心数々発するは、他国神を礼する罪也と、時に稲目大臣言さく、他国の神を礼さざる罪也と、神の子等とある我等が言を聞かずして、国内乱るるや、時に天王聞こし召し賜ひて大臣に告げるに、国内数々乱れ病み死人多きは、他国の神を礼する罪という、宜しく許すべからずと告げき、時に大臣久しく念々して白さく、外状には余臣等に随ひ在り、内心には他国の神を捨てずと白しき、時に天王告ぐるに、我も亦是の如く念ふと告げき、

これによると、仏教公伝以後不吉なことが頻発した。排仏派は仏教を信仰するからだといひ、崇仏派は仏教を軽んじるからだ、しきりに論争を行った。しかし、国内に疫病が流行するに及んで、天皇は稲目に対して仏教を信仰することをやめよと告げた。稲目は思い悩んだ末、「内心他国神不捨白」と密かに信仰を継続することを述べた。天皇もそれを了解したのである。

すなわち、排仏派が崇仏派を攻撃するのは、私的な仏教信仰に対してではなく、仏教が天皇によって公認されようとした時なのである。<sup>10</sup> そして、この史料によっても、稲目が私的な信仰に留まるとの意思表明を認めたため、仏像は難波堀江に流されることもなかったのである。このように考えるならば、欽明天皇十三年十月条に、「於後」として記されている仏像が難波堀江に流される直前に、仏教を天皇が公認しようとした動きが必ずや存在したはずである。

しかし、仏像が難波堀江に流される以前に、天皇が積極的に仏教を公認しようとした動きを確認することはできない。ただ、仏像が流される背景には、少なくとも仏教公伝に依る崇仏・排仏の激しい論争が存在しなくてはならないことになるだろう。このように考えると、仏

像が難波堀江に流されるという事件が、なにゆえ欽明天皇十三年十月  
条に収められているのかを検討する必要があるだろう。この事件は、  
『日本書紀』によると仏教公伝の後日談として記されている。

仏教公伝年については、『元興寺縁起』が戊午年（五三八）とし、  
『日本書紀』が欽明十三年としている。これら仏教公伝年の二つの史  
料については、これまで多くの議論がなされてきた。その概要につい  
ては、近年藺田香融氏が要領よくまとめておられるのでそれに譲るこ  
とにしたい。ただ、『元興寺縁起』の戊午年公伝説については、平子  
鐸嶺氏が『日本書紀』の継体・安閑・宣化朝の紀年を訂正し、戊午年  
が欽明天皇七年に相当することを立証されている<sup>⑫</sup>。藺田氏は、これを  
受けて仏教公伝年を、次のように推定されたのである。

伝来年代については、二つの有力な異伝があり、いまのところそ  
のいずれが正しいとも決することは出来ない。二つの異伝の示す  
許容年代は五三八～五五二年となるが、当時の百済・日本の国情  
や両国の交渉などを考慮すると、五四五年前後に年代に求め得る  
可能性が大きい。

『日本書紀』・『元興寺縁起』の双方が記す、欽明朝に、稲目が大臣  
であったときに、百濟聖明王が仏教をもたらしたという記述を根拠  
に、このような許容範囲を示されたのである。そして、「元興寺古縁  
起」にはその程度にしか記されていないかつた記述をもとに、『元興寺  
縁起』と『日本書紀』のそれぞれが二次的改変を行う際に、前者は欽  
明戊午年を、後者は欽明天皇十三年を、それぞれ仏教公伝年としたの  
であるとされた。

さらに、前述の許容範囲の中でも、『日本書紀』欽明天皇六年九月

是月条に、百濟が丈六仏を造像したことを、表を以て奏上したことに  
注目し、欽明天皇六年頃を伝来年である可能性が高いと提唱されたの  
である。『元興寺縁起』・『日本書紀』の両異伝のどちらにも偏ること  
なく、両異伝の共通項に着目し、史料と当時の国際情勢の分析によつ  
て導き出された推定は、十分に納得すべき結論であると思われる。

しかし、あえて一つの疑問を呈したい。「元興寺古縁起」を二次的  
に改変して、両史料がそれぞれに、欽明戊午年と欽明天皇十三年に、  
仏教公伝年を当てたという可能性は、十分に納得できるが、なにゆえ  
に『元興寺縁起』は欽明戊午年を、『日本書紀』は欽明天皇十三年を、  
仏教公伝年として二次的に改変してしまったのであろうか。ただ、な  
んとなくというような理由ではないだろう。「元興寺古縁起」を二次  
的に改変する際、『元興寺縁起』は欽明戊午年を、『日本書紀』は欽明  
天皇十三年を、仏教公伝年にふさわしいとする根拠が存在したのでは  
ないだろうか。

このことに関して、藺田氏は『日本書紀』欽明天皇六年九月是月条  
を根拠に、この前後を仏教公伝年と考えるにふさわしいと提言され  
る。しかし、もしそうだとするならば、『日本書紀』編者はなにゆえ  
公伝年を欽明天皇六年頃とせず、同十三年として二次的改変を行つ  
てしまったのであろうか。このように考えると、『日本書紀』編者は、  
欽明天皇六年九月是月条を、仏教公伝年として二次的改変する際の、  
仏教公伝に相当する史料としては見ていなかったと考えるべきであろ  
う。それでは、この欽明天皇六年九月是月条は、仏教公伝とどのよう  
に関係するのであろうか。

## 五 欽明天皇六年九月是月条の検討

欽明天皇六年九月是月条は、仏教公伝とどのように関係しているの  
であろうか。井上秀雄氏は、この記事を「仏教伝授の前触れとみてよ  
かるう」と評価される<sup>13)</sup>。また、藪田氏は東アジアの国際情勢や、百済  
の軍事的な必要性から、この記事の前後に仏教が伝来したのではない  
かと推定される<sup>14)</sup>。そこで、この記事の詳細に検討してみよう。『日本  
書紀』には次のように記されている。

是月、百済丈六の仏像を造りき、願文を製して曰、蓋し聞く、丈  
六仏を造りたるの功德は甚大にして、今敬ひ造りて、此の功德を  
以て、天皇の勝善之徳を獲んことを願ひ、天皇の所用てる彌移居  
国の、俱に福佑を蒙らんことを、又願ふに、普く天下一切衆生の  
解脱を、故に之を造りき、

これによると、百済では独自に丈六仏を造像したというのである。  
その際の願文によると、丈六仏の功德は大きく、これによって日本の  
天皇の権威が、増大することを願うとともに、天皇の直轄地である任  
那の屯倉が幸福であることと、天下のすべての人々が皆悟りを開くこ  
とを願うことだといふのである。藪田氏は、この記事をこの時百  
済が丈六仏を日本に送ったものと解釈される。実際に『帝王編年紀』  
欽明天皇六年九月条には、百済王が丈六仏等をわが国に贈ったものと  
記しており<sup>15)</sup>、その可能性も完全に否定はできないだろう。

ところで、私はこれまでこの記事に若干の検討を施したことがあ  
る<sup>16)</sup>。この記事は、百済が日本に対して軍事援助を引き出すため、天皇

とその政府の関心をかうために、奉呈した表であつただろうと考え  
た。そして、日本の朝廷の関心をかうためには、丈六仏を造像したこ  
とが、欽明天皇の側近たちに等しく理解されなくては意味がないと指  
摘した。すなわち、この段階で、欽明天皇の周辺にいる崇仏派も排仏  
派も、百済王の丈六仏造像の意図を、否定的ではあれ、もしくは肯定  
的ではあれ、十分に理解していたことは間違いないであろう。そし  
て、前稿においては、そのような理解を浸透させた担い手として、仏  
教公伝以前に渡来人たちがすでにわが国に持ち込んだ私伝仏教に負う  
ところが大きかったことを指摘した。おそらく、渡来人たちの果たし  
た役割は、たしかに小さいものではなかつただろう。

しかし、排仏派の、天皇に依る仏教公認に対する強硬な態度を見る  
とき、崇仏派・排仏派の並み居る欽明朝の宮廷で、このような聖明王  
の願文がたやすく披歴されであろうか。少なくとも、仏教公伝以前  
であれば、百済国王の奏上文は排仏派の激しい抵抗の末、握りつぶさ  
れたのではないだろうか。このように考えると、欽明天皇六年九月是  
月条の記述は、この時点ですでに仏教が公伝していたことを雄弁に物  
語るものであるとみることが出来るだろう。

すなわち、『日本書紀』のこの記述によるならば、欽明天皇六年に  
はすでに仏教は公伝していたとみることが出来るのである。それでは、  
欽明天皇十三年十月条の、これまで仏教公伝年とされてきた記述  
を、どのように理解すればよいのだろうか。そしてそもそも、欽明天  
皇十三年十月にはいったい何があつたのだろうか。この記事は、仏教  
公伝とその後日談としての法難からなっている。先に、この法難は仏  
教公伝の後に、時間をおいて実際にあつたことであろうと考えた。し

かし、仏教公伝が欽明天皇六年以前になされていたとするならば、この法難こそが欽明天皇十三年十月に発生した事件であったとみるべきであろう。

欽明天皇十三年十月に、かつて百濟からもたらされた仏像が、難波堀江に実際に流されたのであるが、それは有名な仏教公伝と崇仏・排仏の激しい抗争の「於後」のまさしくこの時に発生した事件であると、『日本書紀』は記しなかったであろう。このように見ると、これまで仏教公伝の有力な候補年であった欽明天皇十三年は、この時に仏像が難波堀江に流されたことの原因を語っているに過ぎないものとなる。

『日本書紀』欽明天皇十三年十月条を、このように解釈することはあまりにも突飛な発想かもしれない。しかし、『日本書紀』にはこのような手法を、往々にして見ることが出来るのである。例えば、天智天皇六年（六六七）二月二十七日条には、次のような記事がみられる。

六年春二月壬辰朔の戊午に、天豊重日足姫天皇と間人皇女とを小市岡上陵に合葬す、是日に、皇孫大田皇女、陵前の墓に葬れり、

この記事を、素直に読めば、この年の二月二十七日に斉明天皇と間人皇女を合葬し、同日に大田皇女を、その陵墓の前の墓に葬ったことになる。しかし、斉明天皇は同七年七月二十四日にすでに崩御している<sup>17</sup>。また、間人皇女も天智天皇四年二月に薨去している<sup>18</sup>。おそらく斉明天皇は殯の後に埋葬され、間人皇女も薨去後斉明天皇陵に合葬されたのであろう。そして、それらの行為は、天智天皇六年二月二十七日以前になされたものであろう。大田皇女の埋葬こそが、まさしくこの

日に行われたのであり、その陵墓の位置を説明するために、斉明天皇と間人皇女の合葬のことが、ここに記されているに過ぎないのである<sup>19</sup>。『日本書紀』が記す仏教公伝と見られてきた記事も、欽明天皇十三年十月に起こった法難の原因を語るために、便宜上法難の前段として仏教公伝のことが記されたものであったと考えることは十分に可能だろう。

これによって、『元興寺縁起』が記録している欽明戊午年が、仏教公伝年として俄然有力な候補となってくる。この年は、すでに仏教が公伝していたことを示す欽明天皇六年よりも以前であり、仏教公伝年に擬するには格好の時期であり、蘭田氏が提唱された許容範囲に含まれているのである。その意味では、まさしく仏教公伝年にふさわしいといえるだろう。

しかし、蘭田氏によると、「元興寺古縁起」の伝える仏教公伝年は、その公伝時期を大雑把に欽明天皇の治世の時代としか記していなかったはずである。そして、『元興寺縁起』が仏教公伝年を戊午年としたのは、「元興寺古縁起」の二次的改変によって付加されたものだったはずである。『元興寺縁起』が、戊午年を仏教公伝年に擬した背景には、「元興寺古縁起」とは別に、なにか依るべき根拠があったのであろうか。

ただ、蘭田氏が『元興寺縁起』の仏教公伝年も『日本書紀』の仏教公伝年も「元興寺古縁起」を二次的に改変したものだと言われた根拠は、それぞれに異なった仏教公伝年を明示しているからに他ならないのである。今、欽明天皇十三年十月条を前述のように理解するならば、本条は単に仏像が難波堀江に流された法難を語るだけの記事であ

つたと思われるのである。そして、その原因として、便宜的に仏教公伝のことが触れられているに過ぎないのである。したがって、本条は蘭田氏が提唱されたような「元興寺古縁起」を二次的に改変して、仏教公伝年が欽明天皇十三年十月のことであると主張しているものではないのである。

このように理解するならば、『元興寺縁起』が仏教公伝年とする欽明天皇戊午年こそが、まさしく「元興寺古縁起」に記されていた仏教公伝年であった可能性は、きわめて高いであろう。ただそのことを傍証する史料は、管見に入るところ存在しないように思われる。そのため、小稿では仏教公伝年が、欽明天皇戊午年である可能性が極めて高いという指摘にとどめておきたい。

## おわりに

小稿では、仏教公伝と仏像が難波堀江に流されるという問題を論じてきた。古代の史料では、仏像が難波堀江に流されるという記事が四件あることを指摘した。しかし、その中には実際には流されなかった例のあることを指摘した。それは、かつて、実際に仏像が難波堀江に流された事実があり、古代における法難を象徴する言辞であったと推定した。

さらに、『日本書紀』欽明天皇十三年十月条に載せる記事こそが、実際に難波堀江に仏像が流されたことを語っているものとした。そして、それは仏教公伝後の崇仏派と排仏派の熾烈な抗争の中で行われたものと考えた。また、『日本書紀』欽明天皇十六年九月是月条を検討し、

この記事がこの時点で仏教がすでに公伝されていたことを示す記事であると評価した。

その結果、これまで仏教公伝年を示すと考えられてきた『日本書紀』欽明天皇十三年十月条は、仏像が難波堀江に流されたことを記録したものに過ぎないと考えた。そして、そこに仏教公伝が語られているのは、仏像が流されることとなった原因を語るために便宜的に付加されたものであると結論付けた。

このことよって、これまで『日本書紀』が仏教公伝年を語るとされてきた欽明天皇十三年十月条は、「元興寺古縁起」に示していたはずの仏教公伝年を二次的に改変したのではないと結論付けた。その結果、現状の『元興寺縁起』に示す仏教公伝年としての欽明天皇戊午年が、まさしく「元興寺古縁起」に記されていた可能性の高いことを提起した。

なお、仏教公伝年を伝えるもう一つの史料として、「上宮聖徳法王定説」がある。それによると、仏教公伝年は「志癸嶋天皇御世戊午年十月十二日、百済国聖明王、始奉度仏像経教并僧等」と簡潔に述べている。やはり、『元興寺縁起』と同様の公伝年を記しているのである。これは家永三郎氏が分類された第四部に収められている。<sup>(20)</sup> 最近の研究では、その成立は八世紀前半であるとされている。<sup>(21)</sup> すなわち、『日本書紀』の成立と並行した時期であり、その普及が未だ十分ではなかった時期であると思われる。すなわち、『日本書紀』が普及する以前においては、一般的に仏教公伝年は、欽明戊午年として認識されていたのであろう。<sup>(22)</sup> このことを含めて、「上宮聖徳法王定説」と仏教公伝の関係は、今後の課題としたい。

- (1) 小稿で引用する『元興寺縁起』は、『寧楽遺文』中(東京堂、一九六二)所収の『元興寺伽藍縁起并流記資財帳○山背醍醐寺所蔵』による。
- (2) 『日本靈異記』のこのような性格については、寺川真知夫「靈異記研究の視点」(『日本国現報善悪靈異記の研究』、和泉書院、一九九六)は、『靈異記』編集の第一義的な意図は序文に明確に述べるとおり、私の説かれた因果の理の实在を説くことにあつた」とされる。
- (3) 横田健一「日本書紀成立論」(『日本書紀成立論序説』、塙書房、一九八四)は、両巻の用語の異なりから、編者は異なるだろうと推定する。また、森博達「日本書紀の謎を解く」(中公新書、一九九九)は、国語学的な見地から欽明紀も敏達紀も、続守言によつて述作されたとされる。ただ、横田氏の指摘されたように、用字の異なる点から、続守言は監修的立場であり、現場の述作者を想定することも可能ではなからうか。
- (4) 『奈良県の地名』(平凡社日本歴史地名体系三〇、一九八二)の「大野丘」の項では、「元興寺伽藍縁起並流記資材帳の「乙巳年二月十五日、止由良佐岐利柱立、作大会」という記事などから、豊浦の地とし、この地がのちに豊浦宮となり豊浦寺となったともいわれている」とする。
- (5) 藪田香融「東アジアにおける仏教の伝来と受容」(『日本古代仏教の伝来と受容』、塙書房、二〇一六)は、「敏達天皇が排仏の張本人である」と推定する。この点についてはさらに検討すべき余地があるう。
- (6) 『聖徳太子伝歴』(続群書類従八輯上)によると、「六年甲午春正月十五日、建豊浦寺塔心柱」とある。
- (7) 平子鐸嶺「継体以下三皇紀の錯簡を弁す」(『史学雑誌』一六・六・七、一九〇五)は、『欽明紀』の前半は、猶『継体紀』におけるが如く、紀事相先後して、『紀』に随ひては到底解釈しがたきもの多し」と評する。
- (8) 拙稿「仏教伝来と渡来人」(『古代史の研究』二〇、二〇一七)参照。
- (9) 平林彰仁「蘇我氏の研究」(雄山閣、二〇一六)は、仏教公伝後においては、私的信仰は黙認されていたが、国家としての信仰については否定的であつたとする。
- (10) 藪田香融「仏教伝来と飛鳥の寺々」(『日本古代仏教の伝来と受容』、塙書房、二〇一六)も、天皇の神祇祭祀を掌る立場から、公的に仏教信仰を認めがたかつたことを指摘する。
- (11) 藪田前掲論文(注5)
- (12) 平子鐸嶺前掲論文(注7)参照。
- (13) 井上秀雄「古代朝鮮」(NHKブックス、一九八四)参照。
- (14) 藪田前掲論文(注5)。
- (15) 『帝王編年記』同月条は「百済王献丈六仏像・幡・経論等」として、あたかも丈六仏が、わが国にもたらされたかのように記している。
- (16) 前掲拙稿(注8)参照
- (17) 『日本書紀』同日条は、「秋七月甲午朔巳、天皇崩于朝倉宮」とある。
- (18) 『日本書紀』同日条は、「四年春二月癸酉朔丁酉、間人大后薨」とある。
- (19) 『日本書紀』上(岩波書店古典文学大系)の天智天皇二月二十七日条の頭注は、「間人皇女のなくなったのは四年二月。斉明陵に合葬したのもこれより先のことと、戊午の日付は「是日」以下にかかる。この種の書き方は書紀に往々見える。」とする。
- (20) 家永三郎「上宮聖徳法王帝説の研究」(増補版、三省堂、一九七〇)参照。
- (21) 東野浩之「上宮聖徳法王帝説」(岩波文庫、二〇一三)による。
- (22) 『上宮聖徳法王帝説』は、『元興寺縁起』と同じく欽明天皇戊午年に仏教が公伝したことを記しているが、その日付を『元興寺縁起』が「十二月」とするにとどまっているのに、「十月十二日」として、独自の見解を示している。このことに関しては今後検討を要するだろう。